

令和2(2020)年2月

No. 45

そうそう

性の多様性って なんだろう？

- <特集>性的マイノリティの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
- <インタビュー>知ってほしい～多様な性、多様な生き方～ 前田 良さん・・・ 4～5
- <団体紹介>Deaf LGBTQ Center (デフ・エルジービーティーキューセンター)・・・ 6
- 大阪府の取り組み紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- <トピックス>大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を開始しました・・・・・・・・・・ 8

国（法務省）の人権相談窓口 / 大阪府の人権相談窓口

性のあり方は人それぞれ 性の多様性について正しく理解しましょう

性的マイノリティってなに？

自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向（性的指向）が異性に向いている人や、出生時に決定された性と自己の性別についての認識（性自認）が同じの人が多い一方で、これらにあてはまらない人を表しています。

SOGI（ソジ）ってなに？

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）のことを SOGI（ソジ）と呼称することもあります。性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではないので、SOGI はすべての人が持つものです。「SOGI の多様性」のような使い方をします。

LGBT ってなに？

性的指向の一部であるレズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）と、性自認の一部であるトランスジェンダー（T）の頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称として使われています。また、「LGBTQ」や「LGBTs」と表現されることもあります。

性的指向 Sexual Orientation

L

Lesbian
(レズビアン)

同性を好きになる女性

G

Gay
(ゲイ)

同性を好きになる男性

B

Bisexual
(バイセクシュアル)

異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人

※LGB 以外にも、異性を好きになる人（ヘテロセクシュアル）、性愛を持たない人（アセクシュアル）、性的指向の対象について相手の性を問わない人（パンセクシュアル）等があります。

性自認 Gender Identity

T

Transgender
(トランスジェンダー)

出生時に決定された性（からだの性）とは異なる性を自認する人

※T 以外にも、からだの性と性自認が同じ人（シスジェンダー）、自認する性が男性でも女性でもない人（エックスジェンダー）等があります。

性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、持たない人もいます。また、「LGBT」と「そうでない人」というような、はっきりした境界があるわけではありません。このような性（SOGI）の多様性について正しく理解し、尊重することが大切です。

全ての人が自分らしく生きることが できる社会を目指して

性的マイノリティ当事者が抱える課題・困りごと

性的指向や性自認の多様性に関する社会の理解は、いまだ十分に進んでいるとはいえません。こうした中、性的マイノリティの多くの当事者は、偏見や差別を受け、生きづらさを感じたり、悩み・課題を抱えています。

【例】

- ・人間関係が壊れるという不安から誰にも打ち明けられず、孤立したり、職場や学校等で嫌がらせやいじめを受ける
- ・解雇や内定取消など深刻な事例もある
- ・自認する性でのトイレが使えず、利用を控える（健康に影響を及ぼすおそれ）
- ・書類の性別記載欄にとまどう など



性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する「レインボーフラッグ」
上から赤（生命）・橙（癒し）・
黄（太陽）・緑（自然）・藍（平穏／調和）・
紫（精神）の6色で、性の多様性を表しています。

性的マイノリティであることなどを打ち明けられたら

まずは信頼して打ち明けてくれたことに謝意を伝えましょう。
そして決して否定せずに、その人の話に耳を傾けましょう。
相手が何を望んでいるのかをしっかりと受け止め、
寄り添う姿勢を示すことが大切です。

本人の了解を得ずに、その人の性のあり方を周囲に公表する「アウティング」は、本人を傷つけ、裏切る行為です。絶対にダメ！



私たちは、さまざまな性のあり方が身近に存在することを当たり前のこととし、だれもが自分らしく生きることができる社会を築いていかなければなりません。

知ってほしい～多様な性、多様な生き方～

『パパは女子高生だった

——女の子だったパパが最高裁で逆転勝訴してつかんだ家族のカタチ——』

前田 良さんに聞く

つらかった子ども時代

自分を隠して生きていました

37年前、女性の体で生まれてきました。何か変だなと思ったのは幼稚園の時。男の子と女の子に分かれていた名簿に、「なんでこっち（女の子の方）におらなあかんの？」と思いました。男の子は黒、女の子は赤と服装や持ち物を周りから決められました。僕は黒色が好きなのに・・・。「なんでだろ？」は成長するにつれ、ますます強く感じるようになりました。さらに女性として成長していく身体も嫌でした。息苦しく、誰にも言えず、自分でもどうしていいのかわからなくなり、自殺も考えました。

テレビで*「性同一性障害」について目にし「僕はこれだ！」と確信しました。その後、「性同一性障害」の診断を受け、戸籍上の性別を「男性」にして結婚。AID（非配偶者間人工授精）により子どもを授かりました。



全国で講演活動をする前田さん

*「トランスジェンダー」が性的違和を感じる人々の総称であるのに対し、「性同一性障害」とは、トランスジェンダーの中でも性的違和を解消して希望する性別で生きるために何らかの医療行為を受けたいと望む人などに対して、精神科の医師が診断する疾患名です。診断を受けないトランスジェンダーの人もたくさん存在します。近年、「性同一性障害」の呼称を「性別違和」、「性別不一致」、「性別不調和」などに改称する動きがあります。

幸せの絶頂からどん底へ

子どもが生まれた翌日、出生届を提出しに市役所に行きましたが、受理されませんでした。「結婚している夫婦の間に生まれた子」である「嫡出子」とは認められなかったのです。

「男」として、「夫」として認められたのに、なぜ子どもの「父親」と認められないのか。納得がいかず、市と何度も話し合いをしましたが結果は同じ、「血縁がないので、嫡出子としては認められない」でした。我が子が誕生し、人生で一番幸せな時に、どん底へ突き落とされました。

2年間、子どもは無戸籍でした。何度も足を運んだ法務省の担当者に「裁判をしたほうが早い」と言われ、裁判を起こしました。裁判をやりたかったのではなく、裁判しか選択肢が残っていなかったからです。住居地か本籍地で裁判が起こせるので、本籍地を東京に移しました。遠くで起きていることではなく、国の中枢である東京で、目の前で起こっていることにしたいという思いがあったんです。当時、衆議院議員をされていた方をはじめ、心から信頼できる弁護士にも出会え、道筋が見えてきました。

最高裁からの決定は、ある日突然届きました。「認められましたよ」と弁護士から聞いたときは「やっときた！」という感じでした。一番、二番で敗訴していたので、「日本も捨てたものではないな」という気持ちと、「最初から認めてくれていれば・・・」という思いもありました。昔から、やるとなったらやるタイプ。おかしいと思ったことには声を上げ、「絶対認められる」と信じて進んできてよかったと思います。

当事者だから困っていること

僕個人としては、今は日常生活で悩んでいることや困っていることはないんです。ないというか、一度どん

Profile プロフィール

前田 良 (まえだ りょう)

1982 年生まれ。小さい頃から性別に違和感をもっていた。

2008 年、性別適合手術を受ける。戸籍上の性を「男性」にして結婚。AID（非配偶者間人工授精）で子どもを2人もうけるが、出生届が受理されず、東京家裁に「戸籍訂正許可申立て」を行い、裁判を始める。一審、二審とも棄却されるが、2013 年に最高裁で逆転勝訴。「父親と認められる。」

現在は、多様な性を認め合える社会の実現をめざし、家族とともに全国各地で講演活動を行っている。



底に落ちて、その時がすごくつらかったので、そのつらさを上回ることがないんです（笑）。でも世の中はまだまだ偏見や差別的な発言もあるし、「男はこうだ」「女はこうだ」というように決めつけもあって、僕らのように性で悩んでいる人たちにもう少し配慮があってもいいなと思います。トイレひとつとってもそうですよね。

さらに、やっていかないといけないことはあります。それは子どもたちのことです。今後、僕の子どもたちは、差別や偏見、いじめを受けるかもしれません。でもそれをどれだけ最小限に抑えられるか、闘わずに生きていくか、ということの方を考えるようになりました。僕の子どもだけでなく、子どもたち全体を守らないといけないですね。

少数派が生きやすい社会は、 みんなも生きやすい社会

性に悩んでいる人、性的マイノリティの人たちがいるということをまず知ってもらいたいです。まだまだテレビの世界と考えている人も結構いると思います。でも身近に本当にいるし、出会ってもらうことが大事だと思います。そこからこの人たちだけの問題ではない、みんなであらう、という思いになってもらえたらいいですね。

もし学校で、性に悩んでいる子どもがいたら、その子を特別扱いしてほしいということではないんです。例えば、学校の中だと着替える場所があげられます。傷があるから着替えられない、恥ずかしいから着替えられないと思っている人もいます。もし人に見られないように配慮された場所があれば、みんなが救われるんです。少ない人たちのことを考えることによって、多くの人を救われるんです。性に悩んでいるかいないかは関係なく。

そういうことを変えていくには、性に悩んでいる人たちがいるということを知らないと始まらないですね。

そこから気づきが生まれるんです。最終的に「変えていこうよ」と行動を起こしてくれる人が一人、二人と増えていくと救われる人も増えてくるんです。理解してもらわなくてもいいんです。知ってもらうことですね。そもそも理解なんて難しいですから。それよりも知ってもらい、性に悩んでいる人の生の声を聞くことが大切だと思います。

いろんな生き方があることを知ってほしい

性別で決めるのではなく、個性を見てほしいと思います。赤い服を着たかったら、着たらいいじゃん。男の子でスカートをはきたいなら、はいたらいいじゃん、と思います。その子はその子でいいじゃん！という世の中になればいいと思います。

勘違いしてほしいくないのは、僕らみたいな人も幸せに生きていくことができるんだということですね。性的少数派で生きていくことがつらいこと、苦しいこと、かわいそうなことと思わないでほしいです。でも、そうさせてしまっている社会があると思いますが・・・。

多様な性について本当のことを知ってもらうため、全国各地で講演活動をしています。講演会では、正直にこれまでのことを話しています。小学校でも子どもたちに「多様な性」、いろいろな人がいることを話します。子どもたちは驚き、素直な反応をしますね。ただ大人たちは、子どもたちのようにすんなりと話が頭に入っていくのは難しいと思います。ですが、今まで生きてきた中で出会ったことがない人（性的マイノリティの人たち）に出会い、こんな人もいるんだと思ってもらえればそれでいいと思います。知らなかったことを知る、聞かなかったことを聞くことで、これまでとは何かが違うはずですよ。少しずつでも変化があればそれでいいと思います。そして、心のどこかに残ればそれで十分です。自分らしく生きることが大切だと思います。



■Deaf LGBTQ Center とは？

Deaf LGBTQ Center は、* ろう LGBTQ への啓発支援団体です。「ろう LGBTQ」はろう当事者、かつ LGBTQ 当事者であるダブルマイノリティです。2014年5月から活動をスタートしました。

近年国内で行われた複数の民間等の調査結果によると、性的マイノリティの人は全人口の約3～10%いるといわれていますが、まだまだ認知されていません。もちろん、ろう者の中にも性的少数者はいます。侮蔑的な手話表現をされて嫌な気持ちになった、性別違和のカウンセリングや裁判所での手続きをするのに LGBTQ や SOGI などの専門知識をもった手話通訳者が少なくて頼みにくい…等の問題が日常的に起こっています。

LGBTQ に対する偏見のため、ストレスや不安を感じながら暮らしているろう者がたくさんいます。そこで私たちは講演会の実施や手話通訳者研修、「ろう × セクシュアルマイノリティ全国大会」などを行うことで誰もが暮らしやすい社会を目指しています。

* 「ろう」とは、聴覚障がい者の一区分です。聴覚障がい者には中途失聴者、難聴者、ろう者など様々な立場の人がいます。ろう者はその中でも音声言語を習得する前に失聴した人で、そのため手話を第一言語としている人がほとんどです。



「LGBTQ」の手話表現
「L+いろいろ」と表す

■手話表現にも「性の多様性」が求められています

多くのろうトランスジェンダーが性別違和カウンセリングを受けるため、手話通訳者派遣をお願いしようとしたら、専門的な内容だからと断られたり、医者と筆談していても内容が理解できなかつたりすることがあるなど、LGBTQ において、既存の手話表現の幅には限界があります。

また、日本手話には、男性（親指を立てる）、女性（小指を立てる）など性別二元論や異性愛に基づいた手話表現、例えば「結婚」だと男性と女性がかっつくというような表現がまだ存在しています。

そのような偏見や誤解を減らすため、「ろう × LGBTQ サポートブック」を作成しました。サポートブックでは、LGBTQ 以外の手話表現「パンセクシュアル」、「X ジェンダー」などさまざまな性自認・性的指向を取り巻く状況の表現を掲載しています。そのような手話表現を掲載することで、ろう LGBTQ や手話通訳者 / サポートする側が安心して参加できる場所を増やすために活動を続けています。



ろう × LGBTQ サポートブック

<https://deaf-lgbt-center.jimdofree.com/>

大阪府の 取り組み紹介

令和元年度、複雑多様化する人権課題への対応や国際都市にふさわしい環境整備をはかるため、人権に関する条例を制定・改正しました。ここでは条例の内容と関連する取組の一部を紹介します。「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」は次号に掲載します。

1 大阪府人権尊重の社会づくり条例を一部改正しました（令和元年10月30日施行）

全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりの取組が必要です。そのため、条例を改正し、府民や事業者の皆さんの理解と協力を求める規定を設けました。

ここが
大切!

府民の皆さんへのお願い
(第3条)

府民の皆さんには、この条例をきっかけにして、人権尊重の社会づくりについて理解を深めていただくとともに、様々な人権尊重のための取組にご協力いただきますようお願いいたします。

事業者の皆さんへのお願い
(第4条)

事業者の皆さんには、上記に加えて、事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

詳しくは、大阪府府民文化部人権局人権企画課ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/jourei/index.html>

2 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する 府民の理解の増進に関する条例を施行をしました（令和元年10月30日施行）

府民一人ひとりが性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めていくことにより、性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。

ここが
大切!

府民、事業者の皆さんへのお願い
(第5条、第6条)

府民の皆さんには、この条例をきっかけにして、性的指向及び性自認の多様性について理解を深めていただくとともに、様々な取組にご協力いただきますようお願いいたします。

詳しくは、大阪府府民文化部人権局人権企画課ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/sogijourei/index.html>

■性の多様性に関する理解増進に向けた取組



○性の多様性を考えるセミナー

令和元年11月29日
(大阪市立阿倍野区民センター)
性的マイノリティ当事者の課題のひとつである「トイレ問題」をテーマに開催しました。

○当事者交流会

令和元年11月29日
(大阪市阿倍野区周辺)
性的マイノリティ当事者の方等が日頃の悩みなどを話しあい交流を図りました。

○人権週間企画パネル展示

令和元年12月4日から15日まで
(大阪府立中央図書館)

大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を開始しました

(令和2年1月22日)

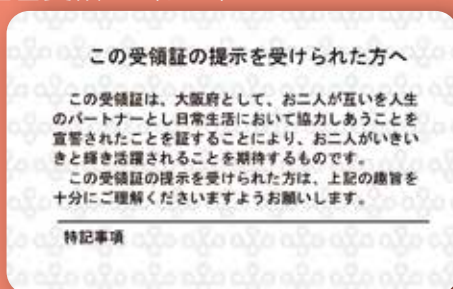
大阪府では、性的マイノリティ当事者の方を対象にした「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を開始しました。
また、府営住宅についてパートナーシップ関係にある人の入居申込ができるようになりました。

※パートナーシップ宣誓証明制度とは、LGBT など性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度です。
(宣誓の手続きは個室にて行っています。)

宣誓書受領証 (おもて)



宣誓書受領証 (うら)



お問い合わせ

大阪府府民文化部人権局人権企画課教育・啓発グループ

(受付時間) 平日 午前9時から午後6時

※土曜日、日曜日、祝日、

年末年始(12月29日から1月3日)を除く

TEL **06-6210-9281**

メール: jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp

ファックス: 06-6210-9286

詳しくは、大阪府府民文化部人権局人権企画課ホームページをご覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/sogi_partnership/index.html

国(法務省)の人権相談窓口

常設相談【みんなの人権110番】

TEL **0570-003-110**

【受付時間】平日午前8時30分から午後5時15分

インターネットによる人権相談も受け付けています。

詳しくは法務省のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

大阪府の人権相談窓口

大阪府が一般財団法人大阪府人権協会に委託し実施しています。

TEL **06-6581-8634**

【受付時間】平日相談: 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分

夜間相談: 火曜日 午後5時30分～午後8時

休日相談: 毎月第四日曜日 午前9時30分～午後5時30分

メール: so-dan@jinken-osaka.jp

手紙: 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

FAX: 06-6581-8614

令和2(2020)年2月発行

発行 / 大阪府府民文化部人権局

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階

TEL: 06-6210-9281 FAX: 06-6210-9286

http://www.pref.osaka.lg.jp/s_jinken/

編集 / 公益財団法人大阪YWCA

〒530-0026 大阪市北区神山町11-12

TEL: 06-6361-0838 FAX: 06-6361-2997

<http://osaka.ywca.or.jp>

「そうそう」とは 人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうそう」につながるように—そんな思いが込められています。